

令和2年度 茨城県育英奨学生募集要項 (在学採用・緊急採用)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、有為な人材の育成を目的として、人物及び学業ともに優れており、経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした茨城県育英奨学生を募集します。

第1 募集概要

1 申請資格

次の(1)から(5)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上のものに限ります）に在学する者
 - イ 中等教育学校後期課程に在学する者
- (3) 人物及び学業ともに優れる者（成績基準があります）
- (4) 経済的理由により修学に困難があると認められる者（収入基準があります）
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けない者

2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

区 分		貸与月額	募集人員	貸 与 期 間
国公立	自 宅 通 学	18,000 円	予算の範囲内 で対応 (70 人程度)	在学する高等学校等における 正規の修学年限のうち最短の 残修業期間 (令和2年4月から貸与)
	自 宅 外 通 学	23,000 円		
私 立	自 宅 通 学	30,000 円		
	自 宅 外 通 学	35,000 円		

※ 奨学資金は無利子です。

3 申請手続

- (1) 希望者は、在学している学校から奨学資金貸与申請書の交付を受け、必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、学校に提出してください。
- (2) 学校は、申請者の人物、学業成績、家計状況等を確認のうえ、推薦基準（6～7頁）を満たすと認められる者について奨学生推薦調書を作成し、申請書類を取りまとめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて推薦してください。

4 提出書類

書類	作成・準備する者
① 奨学生推薦者一覧	学 校
② 奨学生推薦調書（様式第1号）	
③ 奨学資金貸与申請書（様式第2号の2）	申 請 者
④ 口座振込依頼書・指定口座の通帳の写し	
⑤ 添付書類（4頁参照）	

5 茨城県教育委員会への提出期限

(1) 在学採用 令和2年5月15日（金）必着

※ 申請者が学校へ提出する期限は各学校が定めていますので注意してください。

(2) 緊急採用 随時受け付けます（3頁参照）。

6 奨学生の採用決定

奨学生選考委員会の審査を経て採否を決定し、7月ごろまでに（緊急採用の場合は随時）校長を通じて申請者本人に通知します。

7 奨学資金の返還

(1) 返済期限

貸与終了月から6か月据置後、10年以内に年賦（年1回）又は半年賦（年2回）により返還していただきます（県から送付される納入通知書による振込で返還）。

◆返還事例（3年間貸与を受けた者が、半年賦（年2回払い）で10年間かけて返還する場合）

区 分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還年数	返還回数	1回あたりの返還額
国公立	自 宅	18,000 円	36 月	648,000 円	10 年	20 回	32,400 円
	自宅外	23,000 円	36 月	828,000 円			41,400 円
私 立	自 宅	30,000 円	36 月	1,080,000 円			54,000 円
	自宅外	35,000 円	36 月	1,260,000 円			63,000 円

(2) 返還猶予

奨学金の貸与を受けた者が大学等に進学した場合又は災害、傷病その他やむを得ない事由により返還が困難となった場合は、本人の申請により返還の期限を猶予することがあります。

(3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより返還することが出来なくなった場合には、返還未済額の全額又は一部の返還を免除することがあります。

8 その他

- (1) 奨学資金は、申請者が指定した本人（生徒）名義の金融機関口座に、原則として年4回（初年度は3回）に分けて振り込みます。令和2年度第1回振込は、令和2年8月下旬を予定しています。
- (2) 奨学資金の貸与中は毎年1回「奨学資金継続願」を提出しなければなりません。留年するなど、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加した場合は、貸与を打ち切ることがあります。
- (3) 貸与にあたり、連帯保証人2人（うち1人は保護者、他の1人は別生計の人）が必要となりますので、考慮しておいてください。
- (4) 退学、成績不良、保護者の県外転出又は辞退の場合は、貸与が終了します。貸与が終了したときは、奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書を提出しなければなりません。

なお、その際には、連帯保証人2人の印鑑登録証明書が必要となります。

- (5) 当奨学資金の外に、成績基準を設けていない「茨城県高等学校等奨学資金」（5月ごろ募集）及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」（5月ごろ募集）も実施しておりますので、申請する際には併せて検討してください（なお、併願はできますが、当奨励資金と併給はできませんので、両方採用になった場合はどちらかを辞退していただきます。）。

特に、成績基準を満たしていない場合、「茨城県高等学校等奨学資金」を検討してください。

9 問合せ・提出先

水戸市笠原町978番6（〒310-8588）
茨城県教育庁学校教育部高校教育課（管理担当）
電話 029-301-5245

緊急採用による奨学金制度とは

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離婚等又は火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。緊急採用の理由にあてはまるときは、学校に相談してください。

- ア 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- イ 募集は、年間を通して行っています。
- ウ 家計が急変した事由が発生した時から、1年以内である場合申し込むことができます。
- エ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月以降となります。
- オ 貸与の終期は、原則として採用年度末（令和3年3月）までですが、採用年度末において、家計の急変事由発生後1年以内であれば、願出により貸与を継続します。
- カ 申込資格・貸与月額・提出書類などは通常の採用と同じです。

※ある時期を境に家計が急変していることが要件です。

※収入が減少傾向にある等は、緊急採用の要件には、該当しません。

第2 添付書類

※ 留意事項

- 以下の添付書類がない場合、判定材料を欠くものとして不採用となり、又は特別控除の対象となりません。
- 添付資料がA4判以外の場合、A4判の用紙に貼り付けて提出してください。

1 年間収入及び扶養状況が確認できる書類

父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者についての下記の書類

収入状態	H31.1.2以降 就職・転職	必要書類
給与収入 (会社員等)	無	- 市町村発行の所得証明書(直近年のもの) - 令和元年分源泉徴収票の写し いずれか一方を提出
	有	- 直近の給与明細書 - 新勤務先作成の令和2年分年間収入見込算出表(月収及び賞与等を考慮のうえ年収を推算・任意様式) 全て提出
給与収入以外 (自営業等)	無	令和元年分確定申告書(第1表・第2表)の写し
	有	収入から必要経費を控除して所得を推算したもの(任意様式)

※ 奨学資金貸与申請書の年収欄には、収入のある方全員の年収を記入してください。
(千円未満切捨て)

なお、上表の必要書類を提出する者の年収欄には、次の金額を記入してください。

- ア 給与収入の場合：所得証明書の「給与収入金額」又は源泉徴収票の「支払金額」
イ 給与収入以外の場合：確定申告書の「所得金額」

2 特別控除に該当する場合の添付書類

推薦基準の「別表第3 特別控除額表」(9頁)中の特別控除を受ける場合は、下記の証明書類を添付してください。

特 別 の 理 由	証 明 書 類
① 母子・父子世帯	—
② 就学者のいる世帯	在学証明書又は学生証の写し(本人及び小・中学生は不要)
③ 障害者のいる世帯	障害者手帳の写し 等
④ 長期療養者のいる世帯	申請時までの治療費・医薬品費等の領収書の写し及び令和2年分の年間支出見込算出表
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類及び別居のために特別に支出している金額を証明する書類(住居費等の領収書の写し、年間集計表)
⑥ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材等に被害を受けたことを証明する書類及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類

- ※①「母子・父子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用します。
- ア 母又は父と18歳未満の子女の世帯
 - イ 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない（年間所得金額50万円以下のものをいう。）祖父母の世帯
 - ウ 18歳未満だけの子女の世帯
 - エ 祖父母と18歳未満の子女の世帯
 - オ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯
 - カ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯
- ※②「就学者のいる世帯」の控除は、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校等）に在学している者については、控除の対象にはなりません。
- ※③「長期療養者のいる世帯」の控除は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められる人としてします。
- ※④「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除は、別居している家族への扶養送金は、控除の対象とはなりません。
- ※⑤「火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、申請時の前年から申請時まで被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限り対象とします。
- なお、保険・損害賠償等により補填された場合は控除の対象となりません。
- ※⑥ 借入金は控除の対象とはなりません。

3 自宅外貸与月額を希望する場合

自宅外貸与月額を希望する者は、次のいずれかの証明書を添付してください。

- ア アパート・下宿・学生寮等の賃貸契約書の写し又は家主の証明書
- イ 本人の住民票（新住所に異動後のもの）

※ 奨学資金貸与申請書の左上の欄に「自宅外希望」と朱書きしてください。

第3 推薦方針・推薦基準

下記「1 推薦方針」により、「2 推薦基準」の(1)～(4)人物・健康・成績及び家計の基準の各項目を総合的に判定し、適格者を推薦してください。

1 推薦方針

- (1) 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- (2) 父母（又はこれに代わる者）が、奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等についても父母の立場から責任を自覚していること。
- (3) 家計については、推薦基準に合致していても、生徒の修学に困難がないと判断される場合には推薦しないものとする。

2 推薦基準

- (1) 人物について
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者としてします。
- (2) 健康について
学校保健安全法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると認められる者としてします。
- (3) 成績について

ア 一般推薦

(ア) 第1学年に在学する者

中学校等第2学年及び第3学年の履修教科の設定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値（以下「学習成績」という。）が3.50（小数第3位切り捨て）以上である者としてします。

(イ) 第2学年または第3学年に在学する者

申請時に在学する学年の前2か年（第2学年の場合には第1学年分のみ）の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値が3.00（小数第3位切り捨て）以上である者としてします。

※ 履修科目の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階法に換算して評定してください。

イ 特例推薦

上記（ア）に係わらず、中学校等第2学年から第3学年までの学習成績が3.5に近い成績（3.3以上3.5未満）の者又は上記（イ）に係わらず高等学校等における学習成績が3.0に近い成績（2.8以上3.0未満）の者で、次の各号のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者については、特例として推薦することができます。

- ① 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別・離別のほか、心身に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合も適用されます。）
- ② 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者の子女
- ③ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ④ 障害のある者

※ これらの事実について証明書の添付は必要ありませんが、面接等により確認し、奨学生推薦調書の推薦の参考事項欄にその旨を記載してください。

※ 奨学生推薦調書の左上の欄に「特例推薦」と朱書きしてください。

(4) 家計について

ア 所得金額、特別控除額及び認定所得金額

(ア) 所得金額

家計支持者（父母またはこれに代わって家計を支えている者）それぞれの1年間の収入金額から必要経費を控除（給与所得者の場合は、「別表第2」（8頁）により算出）した金額の合計

※所得金額の算定例（父母ともに給与所得の場合）

所得金額 = （父の所得証明書の給与収入額を基に別表第2により算出した所得金額） + （母の所得証明書の給与収入額を基に別表第2により算出した所得金額）

*それぞれの所得金額がマイナスになる場合は0円で計算

(イ) 特別控除額

上記（ア）から控除することを認められる金額。その算出は「別表第3」（9頁）によります。

(ウ) 認定所得金額

上記（ア）の所得金額から（イ）の特別控除した残りの金額を所得金額とみなし、これを認定所得金額とします。

※認定所得金額の算定例

認定所得金額 = **所得金額（父母の所得金額合計）** - **特別控除額**

イ 家計の判定

(ア) 家計の判定は収入基準額と認定所得金額とを対比して行い、認定所得金額が収入基準額を超える場合は、推薦することができません。

ただし、認定所得金額が収入基準額を超える場合であっても、申請時から6か月以内に退職が明らかな場合は推薦することができます。

(イ) 上記（ア）の収入基準額は「別表第1」（8頁）に掲げる額のうち、世帯人員（父母またはこれに代わって家計を支えている者及びこの者に扶養されている者）に対応する額とします。

※ 認定所得金額が収入基準額（「別表第1」（8頁））以下ならば推薦できます。

別表第1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額	備 考
1 人	129 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、14万円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。 ※世帯人員とは、申請者を扶養する者及びその者に扶養されている者（申請者を含む）に限ります。
2 人	206 万円	
3 人	238 万円	
4 人	257 万円	
5 人	276 万円	
6 人	293 万円	
7 人	307 万円	

別表第2 所得金額の算出（給与収入の場合）

俸給，給料，賃金，専業主報酬，役員報酬，歳費，賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。」，扶助料，傷病手当等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という「支払金額」）を基にして，次の計算式によって得た金額を所得金額とします。

区 分	計 算 式 (収入金額及び所得金額は万円未満切捨て)
収入金額 400 万円以下	収入金額×0.8－263 万円＝所得金額
収入金額 401 万円以上 878 万円以下	収入金額×0.7－223 万円＝所得金額
収入金額 879 万円以上	収入金額－486 万円＝所得金額

(注) 1 同一人で，2以上の収入があって，いずれも給与所得の場合は，収入金額を合算して所得金額を算出します。

2 収入金額及び所得金額は，万円未満を切り捨てて適用します。

別表第3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				
1	母子・父子世帯	49 万円				
2	就学者のいる世帯 〔 児童・生徒・学生 1人につき 〕 ※本人分も控除します。	小 学 校		9 万円		
		中 学 校		17 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立		19万円	41万円
			私 立		33万円	54万円
		高等専門学校	国・公	1～3年	28万円	50万円
				4～5年	40万円	62万円
			私 立	1～3年	54万円	76万円
				4～5年	66万円	88万円
		大 学	国・公立		67万円	116万円
			私 立		111万円	159万円
		専修 学校	高等 課程	国・公立	7万円	18万円
				私 立	29万円	39万円
専門 課程	国・公立		25万円	71万円		
	私 立		79万円	123万円		
3	障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき			99 万円	
4	長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯（ <u>父母のいずれか1人でも別居した場合</u> は対象）	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71 万円を限度とします。				
6	火災、風水害等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

（注） 特別控除については、各々の所得金額を算出し、合算したのち控除します。

=====
家計の目安
=====

【4人世帯】父（家計支持者），母，子2人（公立高校生1人，中学生1人）

【5人世帯】父（家計支持者），母，子3人（公立高校生1人，中学生1人，小学生1人）

給与収入の場合 (収入金額・税込)		給与収入以外の場合 (収入金額－必要経費)	
4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
737万円以下	777万円以下	293万円以下	321万円以下

※ 家庭の事情によって家計基準は変動します。

計算例（4人世帯）

父：家計支持者 給与収入 700 万円（所得証明書の「給与収入金額」）
 母：家計支持者 給与収入 350 万円（所得証明書の「給与収入金額」）
 本人：公立高校生 自宅通学
 妹：中校生

（ア） 所得金額 284 万円

父の所得金額 $700 \text{ 万円} \times 0.7 - 223 \text{ 万円} = 267 \text{ 万円}$

母の所得金額 $350 \text{ 万円} \times 0.8 - 263 \text{ 万円} = 17 \text{ 万円}$

（イ） 特別控除金額 36 万円

本人（公立高校 自宅通学） 19 万円

妹（中学生） 17 万円

（ウ） 認定所得金額 248 万円 =（ア）－（イ）

248 万円 < 4人世帯の収入基準額 257 万円

⇒ 認定所得金額が収入基準額以下のため，家計基準を満たす。